

高岡市勤労者余暇活用センター指定管理者募集要項

第1 施設概要に関する事項

(1) 名 称 高岡市勤労者余暇活用センター

(2) 所在地 高岡市城光寺 25 番地 7

(3) 設置目的・管理運営方針

① 設置目的

勤労者の余暇を活用し、体力の増進及び教養の向上を図る。

② 管理運営の基本方針

(1) 公の施設であることを念頭に置き、公平な運営を行う。

(2) 適切かつ効率的な管理に努めるとともに、利用者が利用しやすいようにサービスの向上に努める。

(4) 施設の概要

① 施設規模 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建

竣 工 昭和 62 年 10 月

敷地面積：4,130.69 m²

延床面積：1,394.90 m² (1 階 1,007.04 m²、2 階 387.86 m²)

② 施設内容 1 階 事務室、相談室、機械室、体育室、トレーニング室

更衣室×2、シャワー室×2、器具室×2

2 階 多目的室、和室、会議室、研修室×2、倉庫

(5) 設備・備品の内容

① 別紙 1 (高岡市勤労者余暇活用センター主な設備機器・備品一覧表) のとおり

(6) 利用状況等

施設の利用者数 (過去 3 ヶ年)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
トレーニング室	7,753 人	8,278 人	8,470 人
体育室	9,741 人	10,619 人	10,563 人
研修室	215 人	298 人	293 人
会議室	49 人	4 人	3 人
教養文化室	15 人	0 人	0 人
多目的室	622 人	1,020 人	1,122 人
その他	19,195 人	19,698 人	19,709 人
計	37,590 人	39,917 人	40,160 人

※ 詳細は別紙 2 (施設の利用者数) のとおり

第2 業務内容等に関する事項

1 指定管理者が行う管理の基準

(1) 休館日

- ・毎週月曜日（10月の第2月曜日を除く。）
- ・12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 開館時間

午前9時から午後9時まで

ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、午前9時から午後5時まで

(3) 施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。

(4) 公平性の確保

高岡市勤労者余暇活用センターの管理運営にあたっては、住民の平等な利用について確保してください。

（なお、市主催等の公共性の高い利用については、優先的な利用を確保してください。）

(5) 人員の配置及び組織体制

- ・統括責任者として、館長（相当職）を配置しなければなりません。
- ・管理運営業務を効率的かつ適正に行うための組織体制を編成し、開館時間中は、施設内に常時必要な人員を配置しなければなりません。

※ 施設従事者の状況……別紙3（施設従事者の状況）のとおり

(6) 目標の提案

施設の設置目的に応じた目標設定（指定期間中の年度毎の目標指標、設定理由、目標値）について提案してください。目標に基づき、業務を遂行していただきます。

利用者数及び利用料金についても年度毎の目標を提案してください。

(7) 管理の基準に関する提案について

施設を最大限に活用するという観点から、上記で定める管理の基準を上回る基準（利用時間の延長等）で当該施設を管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。

この場合においても、施設の管理に要する経費については、4(1)で定める指定管理料の範囲内とします。

2 指定管理者が行う業務の範囲・内容（詳細は別添「仕様書」参照）

- (1) 高岡市勤労者余暇活用センターの事業の実施に関する業務
- (2) 高岡市勤労者余暇活用センターの利用の許可に関する業務
- (3) 利用に係る料金の収受及び決定に関する業務
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 上記以外で仕様書に記載する業務
- (6) その他
 - ① 指定管理者の業務については、この募集要項に示す内容及び申請者から提案のあった内容に基づき、市と指定管理者とが協議のうえ決定し、協定を締結することとします。
 - ② 管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできませんが、警備、清掃、機械設備のメンテナンス等、個々の業務を部分的に第三者へ再委託することは妨げません。

3 指定期間

令和9年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 管理に要する経費

(1) 指定管理料の額

高岡市勤労者余暇活用センターの管理に要する経費は、市が支払う指定管理料、高岡市勤労者余暇活用センターの利用料金収入等によって賄うこととします。このうち、市が支払う指定管理料の額については、次に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から額（1年分）の提案を求めます。

市からの指定管理料の額は、申請時に事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と市との間で締結する協定書で定めます。なお、指定期間中の指定管理料は、予算額以内で毎年度市との間で協議した額となりますので、申請時に提案された額を下回ることがあります。

・指定管理料の基準価格

（単位：千円）

年 度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合 計
管理に要する経費 (A)	21,921	21,921	21,921	21,921	21,921	109,605
講座等開催に要する経費 (B)	5,853	5,853	5,853	5,853	5,853	29,265
利用料金収入見込額(C)	5,830	5,830	5,830	5,830	5,830	29,150
講座受講料 (D)	11,837	11,837	11,837	11,837	11,837	59,185
その他 (E)	270	270	270	270	270	1,350
基準価格 (A+B-C-D-E)	9,837	9,837	9,837	9,837	9,837	49,185

※ 管理に要する経費には修繕費を含む。

※ 管理運営費及び利用料金収入の実績（見込）……… 別紙4、5のとおり

・指定管理料の支払方法については、別途市と指定管理者とで締結する協定書で取り決めます。

(2) 修繕について

- ・ 1 件 30 万円未満の修繕（施設の劣化した部分・部材又は低下した性能・機能を現状又は実用上支障のない状態まで回復させるものをいう。）については、原則として指定管理者が行うこととします。
- ・ 1 件 30 万円以上の修繕（計画的な改修・大規模な修繕）については、原則として市が執行することとします。

※ 修繕の実績…… 別紙 6 のとおり

(3) 備品について

- ・ 指定管理者が公の施設の管理にあたって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は、事前に市と協議することとします。ただし、指定期間の満了時等においては、高岡市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）第 13 条の規定に基づいて現状に回復する必要があります。
- ・ 現在の指定管理者が所有する備品は、次期指定管理者に譲渡することとします。
- ・ 指定管理者は、市に帰属する備品について処分を行う必要がある場合は、市と事前に協議し、当該物品の異動があったときは、その都度、市に報告するものとします。

(4) 保険加入について

市では、次の保険に加入しています。場合によっては、指定管理者で新たに加入していただくことになりますのでご注意ください。

- ・ 建物総合損害共済（(公社)全国市有物件災害共済会）〔令和 9 年 4 月以降も市で継続加入〕

※令和 9 年 4 月以降、指定管理者で次の保険に加入していただく必要があります。

- ① 賠償責任保険
- ② 施設利用者傷害保険

5 利用料金制度

- ・ 高岡市勤労者余暇活用センターについては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく利用料金制度を採用します。
- ・ 利用料金は、高岡市勤労者余暇活用センター条例（以下「設置条例」という。）第 9 条第 2 項の規定により、設置条例の別表で定める金額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります。
- ・ なお、高岡市では令和 9 年 4 月 1 日からの公共施設の利用料金の改定に向けて検討を進めています。改定後の利用料金については、詳細が決まり次第、募集要項の配布を受けた方にお知らせします。

6 利用料金の減免

設置条例等で規定する減免の対象者による利用については、公益上その他特別の理由があるものとして、利用料金を減額し、又は免除してください。

- ※ 減免基準（高岡市勤労者余暇活用センター条例・高岡市勤労者余暇活用センター条例
施行規則） …… 別紙 7 のとおり
- ※ 減免利用の実績 …………… 別紙 7 のとおり

7 指定管理者と市との責任分担

責任分担については、次のとおりとし、協定により定めることとします。

内 容	市	指定管理者
施設、施設設備・備品の維持管理		○
利用料金徴収、収納		○
施設、施設設備・備品の修繕（1 件 30 万円未満のもの）		○
利用者の事故（利用者への損害賠償）	○	○
大規模修繕（1 件 30 万円以上のもの）	○	
施設の包括的管理責任	○	

8 報告

(1) 定期報告書（月報）の提出

指定管理者は、毎月終了後、定期報告書を提出する必要があります。報告書の詳細については協定により定めることとします。

(2) 事業報告書（事業年度報告書）の提出

指定管理者は、手続条例第 8 条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、事業報告書を提出する必要があります。報告書の詳細については協定により定めることとします。

9 指定管理者による自主事業等の提案

(1) 自主事業

指定管理者が自主事業を行う場合は、次の事項に留意されたうえで、「自主事業に関する提案書」を提出してください。

- ① 高岡市勤労者余暇活用センターの設置目的に沿ったものであること。
- ② 他の施設利用者の利用の障害とならないものであること。
- ③ 参加料等の参加者負担がある場合は、その金額が適正なものであること。

市では、提出された「自主事業に関する提案書」の内容を検討し、市の承認した事業に限り実施できるものとします。

(2) 施設内の自動販売機・売店・喫茶室等

- ・指定管理者は、施設内に自動販売機・売店・喫茶室等を設置する場合は、市に対して行政財産の使用許可を申請してください。市は、施設の設置目的や利用者の利便性等を考慮して審査します。許可があった場合、指定管理者は「高岡市行政財産の使用料に関する条例」に基づく使用料を市に納付していただくことになります。
- ・なお、上記の設置等によって相当の利益が見込まれる場合は、その一定額を特定収入として見込んでいただいた上で、「4 管理に要する経費 (1) 指定管理料の額」の提案をしてください。

10 アンケート調査、管理状況評価

- ・指定管理者による公の施設の管理運営によって、住民サービスの向上が図られているかを検証するとともに、業務改善や施設改善を図るため、利用者アンケート、管理状況評価を実施していただきます。具体的な取り組みについて提案を求めます。
- ・利用者アンケートの結果及び管理状況評価表については、事業報告書とともに提出していただきます。
- ・管理状況評価の結果は市HPでの公表を予定しています。
- ・指定管理期間満了後の指定管理候補者の選定に評価結果を反映します。

11 市による調査・指示等

市は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、手続条例第9条の規定に基づいて、当該管理の業務及び経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする場合があります。

12 施設管理の継続が適当でない場合における措置

上記11の市による指示に従わない場合、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認められる場合、市は手続条例第10条の規定に基づき、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

第3 募集・選定に関する事項

1 申請資格（指定管理者に求める資格・要件）

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体であることとします。

① 法人等の団体であること。

（法人格の有無は問いません。個人による申請はできません。また、グループ応募の場合は、グループを代表する団体及び構成団体を定めること。）

② 団体又はその代表者が次の要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。

イ 高岡市から指名停止措置を受けていないこと。

ウ 市税を滞納していないこと。

エ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。

③ 団体、団体の代表者、団体の被用者等が、高岡市公の施設の管理運営業務からの暴力団排

除措置要綱に定める暴力団関係者でないこと、及び暴力団関係者と不適切な関係を有していないこと。

2 募集・選定手続き

(1) 募集

① 募集要項、仕様書の配布

ア 配布期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月14日（月）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

配布時間は、午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

高岡市産業振興部商業雇用課労政係

〒933-0029 高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ5階

TEL：0766-20-1297 FAX：0766-20-1496

ホームページアドレス：<https://www.city.takaoka.toyama.jp/soshiki/shogyokoyoka/2/siteikanri/14090.html>

(2) 申請方法

① 提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

ア 指定申請書（高岡市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（以下「手続規則」という。）様式第1号）

イ 事業計画書

- ・ 基本方針
- ・ 実施計画
- ・ 収支計画
- ・ 業務の実施体制

ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

エ 法人の登記事項証明書

オ 市税については納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

カ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに事業年度の直近3か年度分の収支計算書及び事業報告書

キ 暴力団等の排除に関する誓約書

ク 役員名簿（役員の氏名、読み仮名、性別、生年月日、住所が記載されたもの）

ケ その他必要な書類

※ 共同体として申請する場合は、その構成員すべての上記ウ、エ、オ、カ、キ、クの書類及び共同体の概要（共同体の代表者、共同体とすることの必要性、管理業務の実施体制、責任分担のわかる書類）を提出してください。

② 提出部数

- ・ 1 部（片面印刷）

③ 提出方法及び提出先

申請書に必要書類を添付し、次の提出先に持参して下さい。

（提出先）

高岡市産業振興部商業雇用課労政係

〒933 - 0029 高岡市御旅屋町 101 番地 御旅屋セリオ 5 階 Tel : 0766-20-1297

④ 提出期間

- ・ 令和 8 年 10 月 13 日（火）午前 8 時 30 分から

令和 8 年 10 月 23 日（金）午後 5 時 15 分まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

⑤ 留意事項

- ・ 申請に係る経費はすべて申請者の負担とします。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 提出された書類は高岡市情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

(3) 説明会の開催

- ① 日 時 令和 8 年 9 月 25 日（金）午前 10 時

- ② 場 所 高岡市勤労者余暇活用センター会議室

※ 参加希望の方は、9 月 18 日（金）までに、末尾記載の問合せ先までご連絡ください。

(4) 質疑応答

応募に際してご不明の点等については、令和 8 年 10 月 2 日（金）まで質問を受け付けます。

質問は、末尾記載の問合せ先まで、電子メールで提出してください。

質問に対する回答は、とりまとめのうえ、10 月 9 日前後に電子メールにより送付します。

(5) 審査方法及び審査基準

- ・ 選定は、指定管理候補者選定委員会において書面審査により行いますが、必要に応じて申請者に対して聞き取り審査を行います。
- ・ 審査は 11 月上旬に行う予定で、非公開とします。
- ・ 審査にあたっては、次の審査基準に基づき採点し、最高得点の申請者を選定委員会の選定意見とし、最終的に市において指定管理候補者を選定します。

審 査 基 準	
1	市民の平等な利用が確保されること （手続条例第 4 条第 1 号）
2	公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができること （手続条例第 4 条第 2 号）

3	公の施設の管理を適正かつ確実に実施するために必要な財産的基礎、人的構成を有すること (手続条例第4条第3号)
---	---

第4 指定・協定に関する事項

1 指定管理者の指定

選定した指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて市議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

2 協定の締結

指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、市と指定管理者との協定を締結することとします。

① 基本協定

指定期間を通じて適用する事項について基本協定を締結します。主な事項については、次のとおりとします。

- ア 管理業務の範囲及び管理の基準に関する事項
- イ 利用料金及び管理に要する経費に関する事項
- ウ 管理業務に係る個人情報の保護に関する事項
- エ 管理業務に関する情報公開に関する事項
- オ 管理業務に関するリスク分担に関する事項
- カ その他

② 年度協定

年度毎に取り決めるべき事項について年度協定を締結します。

- ア 当該年度の管理業務の内容に関する事項
- イ 指定管理料に関する事項
- ウ その他

第5 その他

1 スケジュール

令和8年

9月1日(火)～9月14日(月)	募集要項の配布
9月25日(金)	説明会の開催、質問の受付
10月2日(金)	質問の締切
10月9日(月)(予定)	質問の回答
10月13日(火)～10月23日(金)	申請書提出期間
11月上旬予定	選定委員会による選定

12 月議会

令和 9 年

4 月 1 日

2 配付資料

- ・ 指定申請書類一式
- ・ 仕様書等一式

(指定管理候補者の選定)

選定結果の通知

指定管理者指定の議決

(指定管理者の指定)

指定管理者との協議

指定管理者との協定書の締結

指定管理者による施設管理の開始

問合せ先

高岡市産業振興部商業雇用課労政係
(事務担当：竹腰、中川)

TEL 0766-20-1297

FAX 0766-20-1496

E-mail shogyo@city.takaoka.lg.jp